

## 報告第9号

### 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

平成29年9月6日提出

南風原町長 城 間 俊 安

### 記

#### 1 専決処分事項

和解及び損害賠償額の決定について

#### 2 専決処分した理由

法律上町の義務に属する損害賠償で、1件50万円以下のものに係る和解及び損害賠償の額の決定に関する事項

## 専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されているので下記のとおり専決処分する。

平成29年8月14日

南風原町長 城 間 俊 安

- 1 専決処分事項 和解及び損害賠償額の決定について
- 2 相手方
- 3 事故の概要 平成29年7月13日（木）18時15分頃、県道82号線から旧社会福祉協議会に向かって町道147号線を走行中、汚水マンホールに車両の底が接触しエアバッグやクーラーの吐出口等の破損が生じた。マンホール周りの一部の舗装が4～5cm程度沈下していた。
- 4 損害賠償額 162,046円